

議案第63号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくばみらい市職員定数条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員定数条例（平成18年つくばみらい市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

第2条第2項中「，雇用人」を削る。

(つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成29年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「地方公務員法第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に改める。

(つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年つくばみらい市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「（平成18年つくばみらい市条例第34号）」の次に「及びつくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年つくばみらい市条例第 号）」を加える。

(つくばみらい市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年つくばみらい市条例第 号）第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例（平成22年つくばみらい市条例

第21号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)以外の会計年度任用職員

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

(ア) 会計年度任用職員として引き続き在籍した期間が1年以上である会計年度任用職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されることが明らかでない会計年度任用職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員(その養育する子が1歳に到達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。))

(当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の次に次の3条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日

(2) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする

る場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が産前の休暇又は産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業している職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号に掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第4条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76条)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29条の規定による介護をするための時間

(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年つくばみらい市条例 号)第18条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、同条例17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

3 前項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(月給又は日額により報酬を定められている者に限る。)について準用する。この場合において、前項中「第18条」とあるのは「第28条」と、「第17条」とあるのは「第27条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。

(つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び別表第3」を削り、同条第2項中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改める。

第7条中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改める。

別表第1中

「

|                    |    |           |         |
|--------------------|----|-----------|---------|
| 情報公開・個人情報保護<br>審査会 | 委員 | 日額        | 6,000円  |
| 行政協力員              |    | 年額        | 12,000円 |
|                    |    | 世帯当<br>たり | 1,200円  |

」を

「

|                    |    |    |        |
|--------------------|----|----|--------|
| 情報公開・個人情報保護<br>審査会 | 委員 | 日額 | 6,000円 |
|--------------------|----|----|--------|

」に、

「

|            |    |    |          |               |
|------------|----|----|----------|---------------|
| 生活保護嘱託医    |    | 月額 | 45,000円  |               |
| 家庭児童相談員    |    | 月額 | 117,600円 | 別表第3に<br>定める額 |
| 母子・父子自立支援員 |    | 月額 | 117,600円 |               |
| こども・子育て会議  | 委員 | 日額 | 6,000円   | 一般職           |

」を

「

|           |    |    |         |
|-----------|----|----|---------|
| 生活保護嘱託医   |    | 月額 | 45,000円 |
| こども・子育て会議 | 委員 | 日額 | 6,000円  |

」に、

「

|          |    |    |        |
|----------|----|----|--------|
| 青少年問題協議会 | 委員 | 日額 | 6,000円 |
| 青少年相談員   |    | 日額 | 6,000円 |

」を

「

|          |      |    |        |
|----------|------|----|--------|
| 青少年問題協議会 | 委員   | 日額 | 6,000円 |
|          | 専門委員 | 日額 | 6,000円 |

」に、

「

|       |    |    |          |
|-------|----|----|----------|
| 防災会議  | 委員 | 日額 | 6,000円   |
| 教育相談員 |    | 月額 | 147,000円 |

」を

「

|      |    |    |        |
|------|----|----|--------|
| 防災会議 | 委員 | 日額 | 6,000円 |
|------|----|----|--------|

」に、

「

|          |    |    |          |
|----------|----|----|----------|
| 幼稚園長     |    | 月額 | 147,000円 |
| 公民館運営審議会 | 委員 | 日額 | 6,000円   |
| 社会教育委員   |    | 日額 | 6,000円   |
| 社会教育指導員  |    | 月額 | 102,900円 |

」を

「

|          |    |    |        |
|----------|----|----|--------|
| 公民館運営審議会 | 委員 | 日額 | 6,000円 |
| 社会教育委員   |    | 日額 | 6,000円 |

」に、

「

|             |    |    |          |
|-------------|----|----|----------|
| 図書館協議会      | 委員 | 日額 | 6,000円   |
| 公民館長        |    | 月額 | 147,000円 |
| 図書館長        |    | 月額 | 147,000円 |
| コミュニティセンター長 |    | 月額 | 117,600円 |

」を

「

|        |    |    |        |
|--------|----|----|--------|
| 図書館協議会 | 委員 | 日額 | 6,000円 |
|--------|----|----|--------|

」に、

「

|                |        |    |          |
|----------------|--------|----|----------|
| 校医（保育所・幼稚園含む。） | 1校につき  | 年額 | 119,500円 |
|                | 1学級につき | 年額 | 6,100円   |

」を

「

|                 |        |    |          |
|-----------------|--------|----|----------|
| 学校医（保育所・幼稚園含む。） | 1校につき  | 年額 | 119,500円 |
|                 | 1学級につき | 年額 | 6,100円   |

」に、

「

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 結婚相談員 | 日額 | 6,000円 |
| その他の者 | 日額 | 6,000円 |

」を

「

|              |    |          |
|--------------|----|----------|
| 参与           | 月額 | 120,000円 |
| 男女共同参画苦情処理委員 | 日額 | 6,000円   |

」に

改める。

別表第3を削る。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例案を提出するものです。

つくばみらい市職員定数条例(平成18年つくばみらい市条例第17号)新旧対照表 (第1条関係)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、議会、市長、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関、農業委員会並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職の職員(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、議会、市長、教育委員会、教育委員会に所属する学校その他の教育機関、農業委員会及び公営企業の事務部局の職員をいう。</p> <p>2 前項に規定する職員中には_____, 嘱託を含み、副市長及び教育長並びに2月以内の期間を定めて雇用された者を除くものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、議会、市長、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関、農業委員会並びに公営企業の事務部局等に勤務する一般職の職員(臨時_____又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、議会、市長、教育委員会、教育委員会に所属する学校その他の教育機関、農業委員会及び公営企業の事務部局の職員をいう。</p> <p>2 前項に規定する職員中には、<u>雇用人</u>、嘱託を含み、副市長及び教育長並びに2月以内の期間を定めて雇用された者を除くものとする。</p> |



つくばみらい市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成29年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第2条関係)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

つくばみらい市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第1号)新旧対照表(第3条関係)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> | <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> |

## つくばみらい市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第18号)新旧対照表(第4条関係)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条 休職者は、職員としての身分を保存するが職務に従事しない。</p> <p>2 休職者は、その休職の期間中つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)及びつくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年つくばみらい市条例第 号)の定めるところによる。</p> | <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 休職者は、職員としての身分を保存するが職務に従事しない。</p> <p>2 休職者は、その休職の期間中つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号) _____<br/>_____の定めるところによる。</p> |

つくばみらい市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第5条関係)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年つくばみらい市条例第 号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p> |

## つくばみらい市職員の育児休業等に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第6条関係)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)以外の会計年度任用職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員</u></p> <p><u>(ア) 会計年度任用職員として引き続き在籍した期間が1年以上である会計年度任用職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されることが明らかでない会計年度任用職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員(その養育する子が1歳に到達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であつて、当該育児休業に係る</u></p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> |

子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に  
会計年度任用職員として引き続き採用されることに伴い、当  
該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児  
休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福  
祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育  
里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する  
者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に  
規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができな  
い職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託さ  
れている当該児童とする。

(新設)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各  
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(新設)

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職  
員の養育する子の1歳到達日

(2) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関  
係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該会計年度任  
用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日におい  
て当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定に  
よる育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」  
という。)をしている場合において当該会計年度任用職員が当  
該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期  
間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場  
合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除  
く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業  
の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当  
該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)  
から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度

任用職員が産前の休暇又は産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員として引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合とし

て規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) (略)

(2) 育児休業している職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号に掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組

(新設)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) (略)

(新設)



の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 7 条 つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 34 号。以下「給与条例」という。)第 29 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 8 条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(新設)

(新設)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第 7 条 つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 34 号。以下「給与条例」という。)第 29 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

のう

ち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第 8 条 育児休業をした職員が職務に

復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員として引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員(会計年度任用職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務

復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(新設)

(新設)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間

の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76条)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29条の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第20条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2. 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年つくばみらい市条例 号)第18条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、同条例17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

3. 前項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(月給又は日額により報酬を定められている者に限る。)について準用する。この場合において、前項中「第18条」とあるのは「第28条」と、「第17条」とあるのは「第27条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員 \_\_\_\_\_ が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第20条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(新設)

(新設)

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成18年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表(第7条関係)

| 改正案   | 現行   |      |           |           |     |     |     |     |  |    |      |     |           |     |     |     |     |
|---|------|------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|--|----|------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)について費用弁償として旅費を支給する。ただし、費用弁償として旅費を支給するについては、別表第2 _____ に掲げる特別職の職員以外の職員については、支給しない。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1及び別表第2 _____ に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 別表第1及び別表第2 _____ に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1(第2条, 第6条, 第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職名</th> <th style="width: 25%;">報酬区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> <th style="width: 25%;">旅費(相当する職)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 職名   | 報酬区分 | 報酬額       | 旅費(相当する職) | (略) | (略) | (略) | (略) | <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 特別職の職員が委員会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行(住所又は居所から目的地までの旅行をいう。)について費用弁償として旅費を支給する。ただし、費用弁償として旅費を支給するについては、別表第2及び別表第3に掲げる特別職の職員以外の職員については、支給しない。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬及び費用弁償並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1(第2条, 第6条, 第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職名</th> <th style="width: 25%;">報酬区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> <th style="width: 25%;">旅費(相当する職)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 報酬区分 | 報酬額 | 旅費(相当する職) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 職名  | 報酬区分 | 報酬額  | 旅費(相当する職) |           |     |     |     |     |  |    |      |     |           |     |     |     |     |
| (略)   | (略)  | (略)  | (略)       |           |     |     |     |     |  |    |      |     |           |     |     |     |     |
| 職名  | 報酬区分 | 報酬額  | 旅費(相当する職) |           |     |     |     |     |  |    |      |     |           |     |     |     |     |
| (略)   | (略)  | (略)  | (略)       |           |     |     |     |     |  |    |      |     |           |     |     |     |     |

|                    |      |      |        |
|--------------------|------|------|--------|
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| 情報公開・個人情報保<br>護審査会 | 委員   | 日額   | 6,000円 |
| (削る)               | (削る) | (削る) | (削る)   |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |
| (略)                | (略)  | (略)  | (略)    |

|                    |     |          |         |
|--------------------|-----|----------|---------|
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| 情報公開・個人情報保<br>護審査会 | 委員  | 日額       | 6,000円  |
| 行政協力員              |     | 年額       | 12,000円 |
|                    |     | 世帯当<br>り | 1,200円  |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |
| (略)                | (略) | (略)      | (略)     |

|           |      |         |             |
|-----------|------|---------|-------------|
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| (略)       | (略)  | (略)     |             |
| 生活保護嘱託医   | 月額   | 45,000円 |             |
| (削る)      | (削る) | (削る)    | (削る)        |
| (削る)      | (削る) | (削る)    |             |
| こども・子育て会議 | 委員   | 日額      | 6,000円 (削る) |
| (略)       | (略)  | (略)     | (略)         |
| (略)       | (略)  | (略)     | (略)         |
| 青少年問題協議会  | 委員   | 日額      | 6,000円      |
|           | 専門委員 | 日額      | 6,000円      |
| (削る)      | (削る) | (削る)    | (削る)        |
| (略)       | (略)  | (略)     | (略)         |
| (略)       | (略)  | (略)     | (略)         |

|            |      |          |            |
|------------|------|----------|------------|
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| (略)        | (略)  | (略)      |            |
| 生活保護嘱託医    | 月額   | 45,000円  |            |
| 家庭児童相談員    | 月額   | 117,600円 | 別表第3       |
| 母子・父子自立支援員 | 月額   | 117,600円 | に定め<br>る額  |
| こども・子育て会議  | 委員   | 日額       | 6,000円 一般職 |
| (略)        | (略)  | (略)      | (略)        |
| (略)        | (略)  | (略)      | (略)        |
| 青少年問題協議会   | 委員   | 日額       | 6,000円     |
|            | (新設) | (新設)     | (新設)       |
| 青少年相談員     | 日額   | 6,000円   |            |
| (略)        | (略)  | (略)      | (略)        |
| (略)        | (略)  | (略)      | (略)        |

|          |     |      |        |
|----------|-----|------|--------|
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      |     | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| 防災会議     | 委員  | 日額   | 6,000円 |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      |     | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| 公民館運営審議会 | 委員  | 日額   | 6,000円 |
| 社会教育委員   |     | 日額   | 6,000円 |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| (略)      |     | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| 図書館協議会   | 委員  | 日額   | 6,000円 |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| (削る)     |     | (削る) | (削る)   |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      | (略) | (略)  | (略)    |
| (略)      |     | (略)  | (略)    |

|             |     |     |          |
|-------------|-----|-----|----------|
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         |     | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| 防災会議        | 委員  | 日額  | 6,000円   |
| 教育相談員       |     | 月額  | 147,000円 |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         |     | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| 幼稚園長        |     | 月額  | 147,000円 |
| 公民館運営審議会    | 委員  | 日額  | 6,000円   |
| 社会教育委員      |     | 日額  | 6,000円   |
| 社会教育指導員     |     | 月額  | 102,900円 |
| (略)         |     | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| 図書館協議会      | 委員  | 日額  | 6,000円   |
| 公民館長        |     | 月額  | 147,000円 |
| 図書館長        |     | 月額  | 147,000円 |
| コミュニティセンター長 |     | 月額  | 117,600円 |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         | (略) | (略) | (略)      |
| (略)         |     | (略) | (略)      |

|                 |        |     |          |
|-----------------|--------|-----|----------|
| (略)             | (略)    | (略) |          |
| 学校医(保育所・幼稚園含む。) | 1校につき  | 年額  | 119,500円 |
|                 | 1学級につき | 年額  | 6,100円   |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
|                 | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略) (略)  |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)             | (略)    | (略) | (略)      |
| 参与              |        | 月額  | 120,000円 |
| 男女共同参画苦情処理委員    |        | 日額  | 6,000円   |

|                |        |     |          |
|----------------|--------|-----|----------|
| (略)            | (略)    | (略) |          |
| 校医(保育所・幼稚園含む。) | 1校につき  | 年額  | 119,500円 |
|                | 1学級につき | 年額  | 6,100円   |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
|                | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略) (略)  |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| (略)            | (略)    | (略) | (略)      |
| 結婚相談員          |        | 日額  | 6,000円   |
| その他の者          |        | 日額  | 6,000円   |

(削る)

別表第3(第6条, 第7条関係)

| 職名 | 区分 | 通勤費用相当<br>日額 | 月額限度<br>額 |
|----|----|--------------|-----------|
|----|----|--------------|-----------|



|                                     |                                |                    |                 |            |
|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------|-----------------|------------|
| 家庭児童<br>相談員及<br>び母子・<br>父子自立<br>支援員 | 自動車及び<br>原動機付自<br>転車で通勤<br>する者 | 片道2km以上5km未<br>満   | 100円            | 2,000円     |
|                                     |                                | 片道5km以上10km未<br>満  | 200円            | 4,100円     |
|                                     |                                | 片道10km以上15km<br>未満 | 300円            | 6,500円     |
|                                     |                                | 片道15km以上20km<br>未満 | 400円            | 8,900円     |
|                                     |                                | 片道20km以上25km<br>未満 | 500円            | 11,300円    |
|                                     |                                | 片道25km以上30km<br>未満 | 600円            | 13,700円    |
|                                     |                                | 片道30km以上           | 700円            | 16,100円    |
|                                     |                                | 交通機関を<br>利用する者     | 2km以上の者に限<br>る。 | 1箇月定期券の価格等 |